



厚生省人口局の昭和十七年度妊産婦保健指導及保護実施要綱の決定

人口増強方策體系中の極て重要な一環を爲す妊産婦保護については厚生省人口局に於いて早くより審議研究を重ねてゐたが、或は妊産婦登録制度、或は妊産婦手帳制等の名を以て豫告せられてゐた妊産婦保健指導及保護の昭和十七年度實施要綱は昭和十七年六月左の如く正式決定を見るに到つた。その今後に於ける效果如何は注目せらるゝ所極めて多い。

昭和十七年度妊産婦保健指導及保護

實施要綱

第一 方 鈴

妊産婦の保健指導を徹底すると共に特別の保護を供與する爲妊産婦手帳制を實施し母子保健の向上、流早死産、母體死亡の防止、健健康兒の出生増加を圖り國力の根基を培養せんとす

第一 妊産婦手帳制

一、妊産婦手帳制は妊産婦手帳規定に依り省令公布の日より之を實施すること

二、妊娠の徵候ある者は速かに(成るべく妊娠第三、四ヶ月頃迄に)醫師又は助産婦に就き診察を受け妊娠と認められたる者は遲滞なく別記様式に依り妊娠届出を爲すこと

妊娠手帳規程公布の際妊娠中の者は七月中に届出を爲すこと

三、前號の妊娠届出書中診察時妊娠月數及出產豫定

日本は醫師又は助産婦に就き其の記載を受けること

(別紙に記載を受け届出書に添附するも支障なきこと)とするも醫師又は助産婦に就き診察を受くること困難なる地域等に於ては本人の妊娠自覺に依り届出を爲し得ること

四、妊娠届出用紙は作成の上醫師、助産婦、町内

會、部落會、方面事務所等に配付し置き妊娠届出を爲さんとする者に交付すること

五、妊娠届出を受けたときは妊娠手帳に妊娠氏名、生年月日、居住地、出産予定日、世帯主氏名、交付年月日等を記載し之を交付すること

六、妊娠手帳規程第四條第一項、第三項、第六條及第八條の規定に依る届出、申告、返還は市町村長(東京市、京都市、大阪市、名古屋市、横浜市及神戸市に在りては區長)を經由せしめ市町村長限りに於て處理するを得しむこと妊娠手帳の交付、再交に付亦同じ

七、届出申告は隣組長、町内會長、部落會長等を經由せしむることを得ること

八、醫師又は助産婦に就き診察を受くる費用は各自の負擔とするも生活に餘裕なき爲醫師又は助産婦に就き診察を受くること能はざるものに對しては市町村に於て診察券(検尿を含む)を無料交付し診察又は検査を受くることを得しむるやう措置すること

八、疾病に罹れる者に對しては治療に努めしむるに就き診察を受くること能はざるものに對しては市町村に於て診察券の無料交付等に依り診察を受け

妊娠届出書に診察時妊娠月數及出産予定日の記載を受くることを得しむるやう措置すること

第二 妊娠婦の保健指導

一、妊娠に對しては届出後少くとも妊娠第五、六ヶ月頃並に第八、九ヶ月頃に醫師又は助産婦に就き

診察及保健指導を受けしむること

二、妊娠に對して尿検査及血壓検査を受けしむると共に成るべく血清検査を受けしむること

三、醫師、助産婦にして妊娠婦の診察、保健指導若是分娩の介助を爲したるとき又は醫師にして治療を爲したるときは其の都度妊娠手帳を提示せしめ診察、治療、保健指導の要領、分娩記事等を記載すること尙保健婦にして保健指導を爲したるとき亦之に準ずること

四、妊娠婦の診察は別紙妊娠婦診察要領に依ること

五、保健指導に當りては保健所、健康相談所、衛生試験所其の他の保健施設を積極的に關與活動せしむること

六、保健指導に當りては保健所、健康相談所、衛生試験所其の他の保健施設を積極的に關與活動せしむること

七、醫師又は助産婦に就き診察及検査を受くる費用は各自の負擔とするも生活に餘裕なき爲醫師又は助産婦に就き診察又は尿検査を受くること能はざるものに對しては市町村に於て診察券(検尿を含む)を無料交付し診察又は検査を受くることを得しむるやう措置すること

八、疾病に罹れる者に對しては治療に努めしむるに就き診察を受くること能はざるものに對しては市町村に於て診察券の無料交付等に依り診察を受け

九、妊娠婦の診察及保健指導方法に付ては醫師會、母性保護會、助産婦會等と聯絡し醫師及助産婦の協議會、講習會等を開催し其の適正、統合を圖ること

第五 妊娠育児思想の啓發涵養

七、空腹時其の他非常の場合には流早死産を誘發する傾多きを以て之が保護に遺憾なきを期すること

八、疾病に罹れる者に對しては治療に努めしむるに就き診察を受くること能はざるものに對しては市町村に於て診察券の無料交付等に依り診察を受け

九、妊娠婦の診察及保健指導方法に付ては醫師會、母性保護會、助産婦會等と聯絡し醫師及助産婦の協議會、講習會等を開催し其の適正、統合を圖ること

十、保健婦、巡回指導婦、母性補導委員、方面委員等に依り指導の徹底を圖ること

等に依り指導の徹底を圖ること

第四 妊娠婦の保護

一、妊娠婦の家族、事業主、一般社會に對し妊娠婦保護の重要性を理解せしめ其の徹底を圖ること

二、妊娠婦に對する食糧、榮養品、妊娠婦用物資、乳兒用物資等の配給及購入の圓滑及確保に付ては特に留意すると共に物資の配給及購入に付ては妊娠婦手帳に依り簡便且優先的に取扱ふこと

三、出産の際に於て醫師、助産婦を招請し又は病院、產院等に至る交通上の便宜を確保する等の措置を講ずること

四、勤労婦人に對しては母性保護の方策に留意し特に工場、事業場、農山漁村等に於ては妊娠中及產後¹の休養、營養、労働輕減等に關し改善徹底を圖ること

五、婦人會、女子青年團、隣保班等の活動奉仕に依り妊娠婦に對する協力援助を圖ること

六、母性の社會的、公共的活動(例へば防空訓練、勤労奉仕等)を求むる場合には母體保護及育兒上苟も障害を及ぼすが如きことなきやう注意する

七、空腹時其の他非常の場合には流早死産を誘發する傾多きを以て之が保護に遺憾なきを期すること

八、疾病に罹れる者に對しては治療に努めしむるに就き診察を受くること能はざるものに對しては市町村に於て診察券の無料交付等に依り診察を受け

九、妊娠婦の診察及保健指導方法に付ては醫師會、母性保護會、助産婦會等と聯絡し醫師及助産婦の協議會、講習會等を開催し其の適正、統合を圖ること

十、保健婦、巡回指導婦、母性補導委員、方面委員等に依り指導の徹底を圖ること